

令和3年4月20日

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 長 青 柳 剛

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、  
催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について

新型コロナウイルス感染症について、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県が追加され、東京都については4月12日から5月11日、京都府及び沖縄県については4月12日から5月5日までを実施期間とすることとなり、これに伴い「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを受けて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1～3のとおり周知依頼がありましたので、ご確認のうえ、引き続き感染予防対策を講じていただきたくお願い申し上げます。

一般社団法人群馬県建設業協会  
TEL 027-252-1666  
FAX 027-252-1993